

職場のハラスメントについて

ハラスメントとは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることであり、「嫌がらせ」をさします。ここで重要なのは「行為者がどう思っているかは関係なく、相手が不快な感情を抱けばハラスメントになる」ということです。しかし人の感情は表立って現れないこともあり、「そんなつもりではなかった」などと行為者がハラスメントをしていることを理解できていないケースも少なくありません。

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、パワー・ハラスメント（パワハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、ワクチン・ハラスメント、スモーク・ハラスメントなど、様々な種類があります。

つまり職場のハラスメントとは、職場において、受け手が「不快・苦痛」「意に反する」等と感じる言動ということです。受け手がそう感じたならば、それは『受け手にとっての職場のハラスメント』になると考えられます。

「職場のハラスメントは、企業で働くすべての人たちの人格や尊厳の侵害につながる問題であり、放置すれば、社員・職場・企業経営に重大な影響を与える問題である」という認識を持ち、職場の中で社員がハラスメントとを感じるような言動はないか、業務命令や指示の方法は適切か、等々に配慮しましょう。そのためには上司と部下、同僚間をはじめ、「職場の中で常に良好なコミュニケーションを維持し、ハラスメントを防止すること」を基本姿勢とする取り組みが重要です。

Topic !

ワクチン・ハラスメントとは？

昨今のコロナ禍において、職場内等でワクチンを接種しない人に対し偏見差別が生じるといった「ワクチン・ハラスメント」と呼ばれる相談事例が散見されます。

厚生労働省は新型コロナワクチンの接種について「接種を受けることは強制ではない」として、職場や周りの人への接種の強制や、接種を受けていない人への差別的な取り扱いをしないよう国民に呼びかけています。

Topic !

オワハラ(就活終われハラスメント)とは？

企業が就活生に対して、自社の内定又は内々定と引き替えに他社への就職活動を取りやめるよう強要すること、採用選考時期（6月1日以降）に学生を長時間拘束するような選考会や行事を実施すること等をさします。

厚生労働省は、「採用内定又は採用内々定と引替えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等の青少年の職業選択の自由を妨げる行為等については、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。」とし、事業主が講ずべき措置の一つとして「公平・公正な就職機会の提供」を定めています。

もっと知りたい方へ！

ハラスメントに関する冊子は[こちら](#)